

中尾山高原ラリー2009

公認番号2009-

特別規則書

公 示

本競技会は、日本自動車連盟（JAF）公認のもとに、国際自動車連盟（FIA）の国際モータースポーツ競技規則、ならびにそれに準拠したJAFの国内競技規則およびその付則、および2009年日本ラリー選手権規定、2009年JMRC中国・四国ラリーシリーズ一般規定と本競技会特別規則書に従ってJAF公認準国内競技として開催される。本競技会は、交通法規の遵守と安全運転を基本理念として、スポーツマンシップに基づく交通道德の涵養及び運転技術の習得を目的とし、特に上・中級者を対象に企画されたものである。

第1条 競技会の名称

2009年JMRC中国・四国ラリーシリーズ第2戦 '中尾山高原ラリー2009

第2条 競技会の格式

JAF公認準国内競技

第3条 競技種目

四輪自動車によるリライアビリティーラン（第2種アベレージラリー）

第4条 開催日程

平成20年5月23日（土） 徳島県内約75km

ダートと舗装のミックスで約30kmのタイムトライアル区間を含む。

第5条 オーガナイザー及び大会事務局

1) 主 催

阿波モータリストクラブ

〒779-3232

2) 大会事務局

徳島県名西郡石井町石井城ノ内

代 表 者 藤澤謙次

TEL 090-2787-8820

第6条 大会役員

大会会長 (美馬市長) 牧田 久

大会顧問 (美馬市議会議長) 河野正八

組織委員長 上野 耕二

組織委員 家段 祝久

第7条 競技役員

審査委員長 佐川 和文

審査委員 鎌田 敏秀

競技長 藤澤謙次

副競技長 西村 清

コース委員長 西村 清

計時委員長 藤澤謙次

技術委員長 上野耕二

救急委員長 中岡和好

大会事務局長 上野耕二

第8条 参加受付期日及び場所

受付期日 平成21年4月27日(月)～5月16日(土) 必着
参加申込先 〒779-3232 徳島県名西郡石井町石井城ノ内381-1 上野耕二
Tel : 0886-74-1008 Fax:088-674-8053 携帯 : 090-8976-5627
E-Mail : y9w9n4@bma.biglobe.ne.jp

参加料 競技車両1台につき40,000円(ラリー保険は、別紙を参照のこと)

JMRC共済加入者は、当日共済加入を証明する物を必ず携帯すること。
当日受付において共済加入を証明できない場合には、未加入・不携帯を問わず、
JMRC四国が管掌する共済に加入しなければ出走できない。
サービス員1人につき、2,000円

問い合わせ先 大会事務局長 上野耕二 TEL088-674-1008まで

参加申込は、オーガナイザー所定の申込書、誓約書、及び車両改造申告書等に必要事項を漏れなく記載、署名、捺印し、参加料と本競技会に有効な自動車対人賠償任意保険証の写しを添えて申し込むこと。

正式参加受理後の参加料(受付期間内必着)は、返還しない。

第9条 乗員および車両の変更

正式参加受理後の乗員の変更は認められない。ただし、参加者から理由を付した文書が受け付け終了時刻までに提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。

参加部門または参加クラスの変更を伴う車両変更は認められない。

第10条 集合場所

徳島県美馬市木屋平中尾山高原
体育館

第11条 競技スケジュール

(1) 受付	AM	6:30~AM7:30
(2) 車両検査	AM	7:00~AM8:00
(3) ドライバーズブリーフィング	AM	8:00~AM8:30
(4) スタート	AM	9:31~1号車よりゼッケン順に1分間隔で行う
(5) ゴール	PM	4:30分予定
(6) 表彰式予定	PM	7:00分予定

第12条 クラス区分及び賞典

①部門

A・B・Cクラス：参加制限を設けない

FB・FCクラス：2009年JMRC中国・四国ラリーシリーズ一般規定の参加資格により制限を設ける。

ただしFAクラスおよび2WD車両のFCクラスへの参加については参加制限を設けない。

②クラス区分と賞典

A・FAクラス：1,500cc以下の車両 1～3位

B・FBクラス：1,500ccを超え3,000cc以下の車両 1～6位

C・FCクラス：3,000ccを超える車両 1～6位

以上、参加台数により増減する。

第13条 参加台数

最大、各クラス合計で60台とする。

第14条 参加資格

1台の車両に乗車する定員は2名で、正・副ドライバーは当該車両を運転できる運転免許証およびJAF発行の2009年JAF競技運転者許可証B級以上を有していなければならない。

参加申込者は、参加申し込み締切時点において有効な2009年JAF競技参加許可証を有していなければならない。

参加申込者が正ドライバーと異なる時は、競技中の参加者の責任、および義務に関して、正ドライバーがその責任を負うものとする。

第15条 参加車両

参加車両は、運輸省令道路運送車両の保安基準に適合し、2009年度JAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従ったRN、RJ車両、または当該年の日本ラリー選手権規定付則に合致したRF車両、およびFIA公認車両またはJAF登録車両で2002年12月31日以前に運輸支局等に初度登録され、かつ2002年JAF国内競技車両規則第3編ラリー車両規定に従った車両（RB車両）で2009年度JMRC中国・四国ラリーシリーズ車両規則に従った車両、及びスピード競技SA車両の参加（フレッシュマンクラスのみ）を認める。ただし、次の条件を満たさなければならない。

- ① 正規の自動車登録番号標または車両番号標が交付されており、自動車検査証、及び自動車損害賠償責任保険証、さらに当該ラリー競技に有効な対人保険を有していること。
- ② 非常用停止表示板（三角）2枚、A4サイズで表面に緑文字で「OK」裏面に赤文字で「SOS」と記入されたもの2枚、非常用信号灯、赤色灯、けん引ロープ、救急薬品を携行すること。
- ③ JAF国内競技車両規則第2編第2章第3条に従った消火装置を搭載すること。
- ④ タイヤは、Sタイヤを除くラジアルタイヤおよびラリータイヤ（マッド&スノー）とする。

参加車両に対して適用される整備作業の範囲は、以下の通りである。

- (1) タイヤ交換等のために車両をジャッキアップする場合、作業員の安全確保のため、同時にジャッキアップできる車輪は、2輪までとする。（いかなる方法によっても4輪が同時に地上より離れた状態で作業を行ってはならない。）
- (2) 車両用部品を下記の物に限り交換すること、各部点検増締めを行うことが許される。
 - ① タイヤ
 - ② ランプ類のバルブ
 - ③ 点火プラグ
 - ④ Vベルト
- (3) 上記以外の整備は、競技会技術委員長の許可を得て行うことができる。

第16条 ドライバーズブリーフィング

すべての参加者、およびドライバー、もしくはそれらの代理人は、ドライバーズブリーフィングに出席しなければならない。

第17条 公式車両検査

全ての車両は、オーガナイザーの指定した場所、時間においてJAF公認競技会参加車両検査チェックリストに基づき車検を受けなければならない。

車検には、第14条に示した他に、正・副ドライバーのヘルメットおよびレーシング（ラリー）スーツが義務携行品として検査される。

規定の時間内に車検に合格しない車両は、例外なくスタートできない。（但し、技術委員長が特に認めたときに限り5,000円の再車検料を支払い、再車検を受けることができる。）

ゴール後暫定結果に従い、各クラス上位入賞車の再車検を行う。

競技中であっても、技術委員が必要と認めたときは、再車検を行う場合がある。

再車検において、技術委員が要求する車両各部の分解、および検査終了後の組立ては、全て参加者の用意する人員、工具、部品、並びに費用をもって行うものとする。

オーガナイザーは、必要に応じて車両保管を命ずる権限を有する。その場合、車両保管場所への参加者およびドライバーの立入はできない。

第18条 計時

全ての計時時刻は、NHK、もしくはNTTの時報によって調整したオーガナイザーの時計の示す日本標準時刻による。時計の誤差に対する抗議は、受け付けない。

計時は、参加車両の前輪の中心が、計測ラインを通過した瞬間の時刻とする。但し、ステージ、セクションのスタートにおいて、あらかじめスタート時間を指示することがある。

第19条 チェックポイント（CP）及びパスキントロールポイント（PC）

CPは、オーガナイザーのマークの付いた標識で明示する。（原則として進行方向の左側）

CPの発見は参加者の義務とし、設置されているCP標識が何等かの理由で倒れていた場合があっても一切抗議の対象とならない。

CPの開設は、1号車の通過予定時刻の15分前とし、閉鎖は最終号車通過予定時刻の30分後を原則とする。

特に指示したオープンチェックを除き、CPを見通すことのできる地点に入ってから時間調整を目的とした停止最徐行を禁止する。

スタートチェックポイントを除き、計測ライン上で停止してはならない。

計測ライン上を2台以上の参加車両が並進して通過した場合は、進行方向右側の車両は計時されない。

CPからのスタート時刻は、そのCPで交付されるCPタイムカードに記載された時刻とする。

CPタイムカードに記載された時刻に関する抗議は、当該CPタイムカード交付後1分以内とし、当該CPでのみ受け付ける。

ルート上にPCを設定し、指示速度を変更することがある。その場合のオーガナイザーの正解時間の計算は、秒未満を切り捨てる。

第20条 減点及び成績

秒計時のラリーセクションにおけるオーガナイザーの設定した正解時間との差1秒につき1点の減点。

分計時のラリーセクションにおけるオーガナイザーの設定した正解時間との差1分につき30点の減点。

スペシャルステージにおいては、所要時間全秒を1秒1点とする。

公式タイムスケジュールに遅れた時は、1分につき100点の減点。

反則スタートはCP員の判断により5秒加算、30秒加算、失格とする。この決定に対するクレームは受け付けない。

CP不通過及び逆進入は失格。

コントロールシートの提出は、最終CP通過後60分以内に行わなくてはならない。なお、この時の時間オーバーは1分につき、100点とする。

コントロールシートの計算違いは、箇所の数に関係なく10点とする。

CPタイムカードを紛失した時は6,000点の減点。

成績は、減点合計の少ない者を上位とし、順位決定する。

同減点の場合、次の順で決定する。

①減点0のCPの数の多いもの。

②全てのCPの減点を二乗し、その減点の少ないもの。

③抽選

第21条 参加者の遵守事項

競技中はいかなることがあろうとも現行道路交通法の遵守を最優先とし、一般車両及び走行車に迷惑を及ぼさないこと。

他車に追従する場合、対向車のある場合及び民家のある所では前照灯の照射方向を必ず下向きにすること。また明らかに追い越そうとしている車がある場合は、安全且つ速やかに進路を譲って追い越させること。

登録された乗員以外は乗車してはならない。

リタイヤした場合は、最寄りのオフィシャルにリタイヤ届けを提出すること。提出が不可能な場合は、電話等で事務局に連絡し、直ちにゼッケン番号及びラリー競技会員之証その他車両貼付物を取り除くこと。

競技中はオーガナイザーが指定したサービス地点以外でサービスを受けることはできず、また指定給油所以外での給油は禁止する。

走行中、安全ベルトは全員が全区間で着用すること。ヘルメットはSS区間で着用を義務付ける。

第22条 失格

次の場合を失格とする。

(1) 正式参加受理後、美馬市木屋平、つるぎ町実平周辺を練習走行した場合。

(2) 対人、あるいは対物事故を起こした場合。(加害者、被害者は問わない)

(3) 道路交通法に違反し、警察の取り調べを受けたとき。

(4) 競技中著しく車体または保安部品を破損したとき。

(5) リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき。

(6) 走行マナーならびに競技者としてのマナー等が悪い競技参加者。

(7) チェックカード、コントロールカードを改ざんしたとき。

(8) 車両違反が発見されたとき。

(9) CPまたはフィニッシュ発見後、時間調整とみなされる停止をしたとき。

(10) 競技中に乗員または車両を変更したとき。

(11) 参加者または関係者間で不正行為が行われたとき。

(12) その他競技役員の重要な指示に従わなかったとき。

(13) CP不通過および逆進入の場合。

(14) オーガナイザーの指示する区域以外でサービス、給油を受けたとき。

(15) 各諸規則および2009年JMRC中国・四国ラリーシリーズ一般規定ならびに特別規則書に定める事項に

違反したとき。

(16)以上のほか、本競技会の名誉を著しく汚したと判断したとき。

第23条 抗議

参加者は自己チームが不当に処遇されていると判断したときはこれに対して抗議する権利を有する。

抗議は抗議対象となる理由を具体的に記述した文書および「自動車競技に関する申請・登録手数料」規定に規定された抗議料20,300円を添えて競技長に提出しなければならない。抗議料はその抗議が認められた場合にのみ返還される。

チェックカードに関する抗議はそのCPで直ちに行い、CPの責任者の判定を最終的なものとし、これに対する抗議は受け付けない。また道路状況による交通障害に起因する抗議は受け付けない。

競技に対する抗議はその参加者の競技終了後30分以内に提出しなければならない。

競技成績に関する抗議は暫定成績発表後30分以内または競技会審査委員会が特に指定する時間に提出しなければならない。

技術委員または車両検査委員の決定に対する抗議は、決定直後に抗議提出の意志表示を行い30分以内に正式書面を提出しなければならない。

審査委員会の裁定結果は審査委員長より口頭で当事者に通告される。

第24条 公式通知

公式通知は、それに示す範囲において、既に表示された全ての指示に優先する。

第25条 競技会の延期または中止

保安上または不可抗力による事情が生じた場合は、競技会審査委員会の決定により競技会を延期、または中止途中取り止めとすることができる。

第26条 競技会の成立

本競技会は、オーガナイザー並びに大会役員の手違いであるなしに関わらず、競技としての成績判定が可能な限りにおいて、打ち切りの場合でも成立する。

第27条 本規則の解釈

本規則及び競技に関する諸規則、公式通知の解釈について疑義が生じた場合は、審査委員会の決定を最終とする。本規則に明示されていない場合は、全て国内競技規則が優先する。

第28条 損害の保障

本大会のオーガナイザー、役員、係員、JAF、JMRC、本競技会関係者は事故のため、競技参加者及びそのサービス員、チーム員が損害死傷を受けた場合、これに対する損害保障責任は一切負わない。

追記

前泊を希望される方へ

今回は平成荘での宿泊はできませんので、ロジカバンガローでのご宿泊をお願いしております。

予約は中尾山平成荘でなく阿波モータリストクラブ大会事務局で受け付けております。

美馬市ホームページ
つるぎ町ホームページ
阿波モータリストクラブ

<http://www.city.mima.lg.jp/>
<http://www.town.tokushima-tsurugi.lg.jp/>
<http://www.geocities.jp/mk2285.jp/>

試走及び練習走行の禁止

美馬市木屋平・つるぎ町実平周辺において、試走、練習走行を禁止する。発覚した場合は2009年JMRC中国・四国ラリーチャンピオンシリーズ一般規定第8条において参加を拒否する。正式参加受理後の場合は、本競技会特別規則書第22条(1)において失格とする。【平成21年4月1日(水)から5月22日(金)まで有効】